

## 【生団連通信 Vol.33】

### 「日本語教育の推進に関する基本方針」が閣議決定されました

生団連の重点課題の1つである「外国人の受入れ」につきましては、2020年度、主に以下の2点に注力して議論・発信を進めていく計画です。

- ①「生活者としての外国人の受入れ」を行うための基本指針の揭示
- ②「教育」に関する具体的な制度設計・整備への提言

本日の生団連通信では、2点目の「教育」の課題に関連する、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(以下、基本方針)を皆様に共有します。

この基本方針は、昨日6月23日に閣議決定され、文化庁国語課より公表されました。

昨年6月28日に公布、施行された「日本語教育の推進に関する法律」第10条(\*1)に基づき定められたものです。本法律と基本方針の目的を簡単にまとめると以下のとおりです。

#### ■日本語教育推進の目的

- ・日本に居住する外国人が、日常生活・社会生活を日本国民とともに円滑に行うための環境整備に役立つ
- ・日本に対する諸外国の理解と関心を深める上で日本語教育の推進が重要となる

#### ■日本語教育の推進に関する施策を、総合的かつ効果的に推進する目的

- ・多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現の助けとなること
- ・諸外国やその地域との交流の促進、友好関係の維持・発展に貢献すること

出典：日本語教育の推進に関する法律 第一条、基本方針 第一章 1. 日本語教育推進の目的

基本方針は全3章で構成されており、日本語教育推進の基本的な方向、日本語教育推進の内容に関する事項、その他重要事項の内容でまとめられています。

前文において、政府が在留資格を有する全ての外国人を社会の一員として受け入れ、外国人との共生社会を実現するために必要な施策を着実に進めていることに触れられたうえで、今後も在留外国人の増加が見込まれる中、外国人等が日本語を習得できるようにすることが極めて重要であると謳われています。

また、日本に在留する全ての外国人が生活言語能力を身につけ、教育・就労・生活の場でより円滑に意思疎通できる環境を整備するためには、学習目標の明確化と日本語教育の更なる充実が必要と述べられています。

生団連が最優先課題として取り組む「不就学の子ども」については、以下のように記述されています。

- ・全ての外国人の子供の就学機会が確保されることを目指すこと
- ・行政機関内及び NPO や外国人学校といった地域の関係機関との連携を図ること
- ・地方公共団体における就学状況の把握や保護者への情報提供、就学促進のための取組みを促進すること
- ・就学機会の確保のために、地方公共団体が講ずべき事項を指針として策定すること

出典：基本指針 第2章1の(1)ア 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育

生団連においても、「誰一人取り残さない」という発想に立ち、基本方針が個別の政策に落とし込まれ、具体的対策として実行されるように、引き続き活発な議論・発信を行っていきます。

公表されたデータのリンク先は以下のとおりです。どうぞご参照ください。

<参考>

<日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針>

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000203455>

<上記方針の概要>

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000203454>

<「日本語教育の推進に関する基本方針」(案)に関する意見募集の結果について>

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000203453>

(\*1) 「日本語教育の推進に関する法律」 第十条 原文まま引用

第十条 政府は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。